

平成 21 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

特許を受ける権利を有する者の適切な権利の保護
の在り方に関する調査研究報告書

平成 22 年 3 月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

VI-3. ロシア

1. 創作者

発明、考案又は意匠についての排他的権利及び創作権は、創作者に属する（民法⁴¹⁶第1345条第2項）。また、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利は創作者に属する（民法第1345条第2項）。

特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願において創作者として示されたものは、特にこれに反する証明がなければ、発明、考案又は意匠の創作者であるとみなされる（民法第1347条）。

特許、実用真登録または意匠登録を受ける権利は、発明、考案または意匠の創作者に帰す（民法第1357条）。

2. 拒絶・無効

出願人が特許を得る権利を有していないことは、拒絶の対象となっていない（民法第1387条第1項参照）。

創作者または権利者でないものを創作者または権利者と表記し、あるいは創作者や権利者である者を創作者や権利者と表記していないものについて特許、実用新案登録又は意匠登録がなされた場合、当該登録は無効であると認められる（民法第1398条第1項第4号）。

3. 係争

発明、考案、意匠の創作に関する係争は、裁判で審理される（民法第1406条第1項第1号）。

4. 真の権利者への移転等

冒認出願や冒認に係る特許について、名義を真の権利者に変更することを認める規定や、真の権利者への権利移転を認める規定はない。

5. 真の権利者による遡及効を伴う新出願

真の権利者による遡及効を伴う新出願を認める規定はない。

・ 条文

ロシア連邦民法
2008年1月1日発効

第1345条

(1) 発明、考案及び意匠についての知的財産権は、特許権、実用新案権及び意匠権である。

(2) 以下の権利は、発明、考案または意匠の創作者に属する。

①排他的権利

②創作権

⁴¹⁶ 2008年1月1日より、ロシア連邦の特許関係法規を含め知的財産法規が民法典に組み込まれる改正法が施行された。

(3) (略)

第 1347 条

自らの創作的労作により知的活動の相応の成果を創出した市民は、発明、考案、意匠の創作者と認められる。発明についての特許出願、考案についての実用新案登録出願または意匠についての意匠登録出願において創作者として示された者は、特にこれに反する証明がなければ、発明、考案または意匠の創作者であるとみなされる。

第 1357 条

(1) 発明についての特許、考案についての実用新案登録または意匠についての意匠登録を受ける権利は、発明、考案又は意匠の創作者に属する。

(2) 発明についての特許、考案についての実用新案登録または意匠についての意匠登録を受ける権利は、一般的承継の手續又は労働協約を含む契約により、移転又は譲渡することができる。

第 1387 条

(1) 発明についての出願の実態審査の結果、出願人が定義したクレームにより表現される発明が本法第 1350 条に規定された特許性の要件を満たすものであるとされた場合に、知的財産に関する連邦行政庁はそのクレームされた発明について、特許を付与する旨の査定を行う。

発明についての出願の実態審査の過程で、出願人が定義したクレームにより表現される発明が本法第 1350 条に規定された特許性の要件を満たしていないとされた場合に、知的財産に関する連邦行政庁は、特許を付与することを拒絶する旨の査定を行う。

特許を付与する旨の査定または特許を付与することを拒絶する旨の査定を行う前に、知的財産に関する連邦行政庁は、クレームされた発明の特許性の確認の結果を通知し、意見の提出を求める。出願人の意見書は、出願人がその通知を受け取った日から 6 月の間に提出された場合に、査定を行う際に考慮される。

(2)・(3) 略

第 1398 条

(1) 発明についての特許、考案についての実用新案登録又は意匠についての意匠登録は、次の場合には、その有効期間に亘って全体的又は部分的に無効であると認められる。

① ～③ (略)

④ 本法では創作者又は権利者とならない者を創作者又は権利者と表記し、あるいは本法で創作者又は権利者となる者を創作者又は権利者と表記していないものについて、特許、実用新案登録又は意匠登録がなされた場合。

(2)～(5) (略)

第 1406 条

(1) 特許権、実用新案権、意匠権の保護に関する係争は、裁判で審理される。そのような

係争となるのは、特に次のものである。

- ① 発明、考案、意匠の創作者性に関して
- ② 権利者の設定に関して
- ③～⑧ (略)

(2) (略)

VI-4. 中国

1. 発明者の権利

発明者又は考案者は特許文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する（専利法第 17 条）。

2. 特許出願権

特許出願権は譲渡することができる（専利法第 10 条）。

発明者又は考案者の非職務発明創造に係る特許出願権が剥奪された場合、剥奪した者に対し、行政処分が行われる（専利法第 72 条）。この行政処分とは、法にもとづいて公務員に対してなされる警告等の所定の処分を指す⁴¹⁷。

3. 紛争

特許業務を管理する部門（地方政府の特許業務管理部門。専利法実施細則第 79 条）は、特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争や、発明者の資格をめぐる紛争について調停を行うことができる（専利法実施細則第 85 条）。

当事者は、特許出願権または特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴している場合、国務院特許行政部門（特許出願を受理及び審査し、特許権を付与する機関）に関連手続きの中止を請求することができる（専利法実施細則第 86 条）。

4. 真の権利者への移転等

冒認出願や冒認に係る特許について、名義を真の権利者に変更することを認める規定や、真の権利者への権利移転を認める規定はない。

5. 真の権利者による遡及効を伴う新出願

真の権利者による遡及効を伴う新出願を認める規定はない。

・ 条文

中華人民共和国専利
2009 年 10 月 1 日施行

第 10 条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

⁴¹⁷ 中島敏『日中対訳逐条解説 中国特許全法令』853-854 頁